

函館市の平成22年度財務書類【概要版】 (総務省方式改訂モデル)

1 平成22年度財務書類（普通会計）の解説

(1) 総論

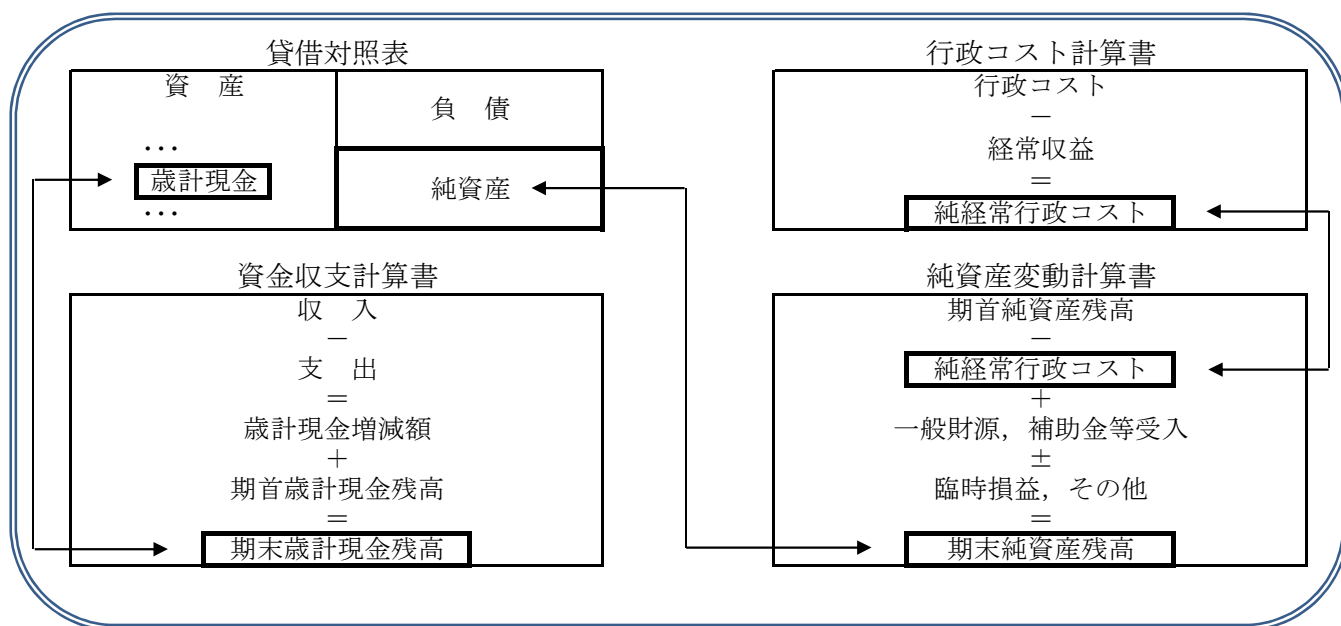
- ・ 公会計の整備については、平成18年に国が示した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」において、原則、国の作成基準に準拠し、4つの財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示が地方公共団体に求められたところです。
- ・ 財務書類の作成方式については、総務省から2つの方式（総務省方式改訂モデル、基準モデル）が示されており、地方公共団体はこれらのモデルを活用して、財務書類の整備を進めることとされています。
- ・ 当市では、昨年に引き続き「総務省改訂モデル」を用いて、貸借対照表(バランスシート)や行政コスト計算書などの財務書類4表（※(2)財務書類4表の解説参照）を作成し、公表いたしました。

(2) 財務書類4表の解説

- ・ 財務書類4表のそれぞれが表す内容は、以下のようになっています。

区 分	内 容
貸借対照表	・ 市が保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対照表示した一覧表
行政コスト計算書	・ 資産形成に結びつかない行政サービス(人件費や社会保障給付など)に係る経費と、その行政サービスの直接の対価として得られた財源(使用料など)を対比させた表
純資産変動計算書	・ 貸借対照表の純資産の対前年度との変動状況を明示する表
資金収支計算書	・ 年度当初と年度末の市の資金(歳計現金)の増減を、経常的な収支、公共資産整備に係る収支、地方債償還等に係る収支の3つに分けて表示する表

- ・ また、財務書類4表の構成及び関係は、以下のようになっています。



(3) 平成22年度財務書類4表(普通会計)の概要

- 財務書類4表(普通会計)について、それぞれの内容を簡潔に要約すると、以下のようになります。

①貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部		金額	負債の部		金額
1 公共資産		358,583	1 固定負債		164,307
(1) 有形固定資産		357,294	(1) 地方債		138,598
(2) 売却可能資産		1,289	(2) 退職手当引当金		22,849
2 投資等		18,900	(3) その他		2,860
(1) 投資及び出資金		2,635	2 流動負債		17,562
(2) 貸付金		2,132	(1) 翌年度償還予定地方債		14,257
(3) 基金等		14,133	(2) その他		3,305
3 流動資産		4,650	負債合計 [将来世代負担]		181,869
(1) 現金預金		3,541	純資産の部		金額
(2) 未収金		1,109	純資産合計		200,264
資産合計 [市保有資産]		382,133	負債・純資産合計		382,133

- 資産は、3,821億33百万円(市民1人当たり136万円)
道路や教育施設などの有形固定資産が3,572億94百万円とその大部分を占めています。
- 負債(将来世代負担)は、1,818億69百万円(負債・純資産合計に占める割合47.6%)
地方債が1,528億55百万円とその大部分を占めています。
- 純資産は、2,002億64百万円(負債・純資産合計に占める割合52.4%)
資産合計から負債合計を差し引いた、これまでの世代および国・道の負担を示しています。

②行政コスト計算書

(単位:百万円)

区分	金額
経常行政コスト	108,370
1 人に係るコスト	19,691
(1) 人件費	17,417
(2) その他	2,274
2 物に係るコスト	26,039
3 移転支出コスト	59,501
4 その他のコスト	3,139
経常収益	4,378
1 使用料・手数料	3,451
2 分担金・負担金・寄附金	927
純経常行政コスト	103,992

- 経常行政コストは、1,083億70百万円
社会保障給付などの「移転支出的コスト」が595億1百万円(54.9%)と半分以上を占めています。
- 経常収益は、43億78百万円
受益者負担比率は4.0%であり、コストの大部分は税などで賄われています。
平均的な値は2~8%といわれており、函館市は平均的な水準にあるといえます。

③純資産変動計算書

(単位:百万円)

区分	純資産合計	純資産の部	
		公共資産整備	その他
期首純資産残高	197,947	281,873	△83,926
純経常行政コスト	△103,992		△103,992
一般財源	75,515		75,515
補助金等受入	30,874	1,895	28,979
臨時損益	△9		△9
科目振替	0	723	△723
その他	△71		△71
期末純資産残高	200,264	284,491	△84,227

※期末純資産残高-期首純資産残高=2,317

- 純資産は、前年度に比べ2億円増加
純経常行政コストを税や交付税等の一般財源と補助金等受入で賄えたことを示しています。

④資金収支計算書

(単位:百万円)

区分	金額
1 経常的収支	19,899
2 公共資産整備収支	△3,801
3 投資・財務的収支	△15,933
当年度歳計現金増減額	165
期首歳計現金残高	1,026
期末歳計現金残高	1,191
(注記:プライマリバランス)	
基礎的財政収支	5,625

- 資金の収支は1億65百万円のプラス
市債の発行額や償還額などを除いた基礎的財政収支(プライマリバランス)は、56億25百万円のプラスとなっています。
これは、地方債の発行額よりも償還額が多いためであり、地方債発行額を抑制していることを示しています。

(4) 平成22年度財務書類4表(普通会計)の分析

※()は平成21年度の数字です。

① 歳入額対資産比率

- 歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、「形成されたストックである資産は、何年分の歳入が充当されたか」を見ることができます。

$$\text{歳入額対資産比率} = \frac{\text{資産合計}}{\text{各部収入合計} + \text{期首歳計現金残高}} = \frac{3,821\text{億}33\text{百万円}}{1,278\text{億}59\text{百万円}} = 3.0 \quad (2.9)$$

貸借対照表
資金収支計算書

② 資産老朽化比率

- 土地以外の有形固定資産について、有形固定資産合計に対する減価償却累計額の割合を算定することにより、「耐用年数に比して、資産取得からどの程度経過しているのか」を見ることができます。

$$\text{資産老朽化比率}(\%) = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地} + \text{減価償却累計額}} = \frac{2,114\text{億}55\text{百万円}}{4,852\text{億}25\text{百万円}} = 43.6\% \quad (41.9)$$

貸借対照表

③ 行政コスト対税収等比率

- 純経常行政コストに対する一般財源等の比率を算定することにより、「純経常行政コストに対して、どれだけが当年度の負担で賄われているのか」を見ることができます。

$$\text{行政コスト対税収等比率}(\%) = \frac{\text{純経常行政コスト}}{\text{一般財源合計} + \text{補助金等受入}} = \frac{1,039\text{億}92\text{百万円}}{1,044\text{億}94\text{百万円}} = 99.5\% \quad (102.0)$$

行政コスト計算書
純資産変動計算書

④ 行政コスト対公共資産比率

- 行政コストの公共資産に対する比率を算出することにより、「資産を活用するために、どれだけのコストがかけられているか、あるいは、どれだけ資産でどれだけ行政サービスを提供しているか」といった資産の活用状況を見ることができます。

$$\text{行政コスト対公共資産比率}(\%) = \frac{\text{経常行政コスト}}{\text{公共資産合計}} = \frac{1,039\text{億}92\text{百万円}}{3,585\text{億}83\text{百万円}} = 29.0\% \quad (29.2)$$

行政コスト計算書
貸借対照表

⑤ 市債の償還可能年数

- 「経常的に確保できる資金により市債を返済する場合、何年で返済できるか」を表す指標であり、地方債の多寡や債務償還能力を測る指標です。

$$\text{償還可能年数(年)} = \frac{\text{地方債} + \text{翌年度償還予定地方債}}{\text{経常的収支額(赤字債, 基金取崩を除く)}} = \frac{1,277\text{億}23\text{百万円}}{125\text{億}94\text{百万円}} = 10.1\text{年} \quad (10.5)$$

(1,528億55百万円-臨財債305億32百万円)
(198億89百万円-退職手当債72億95百万円)

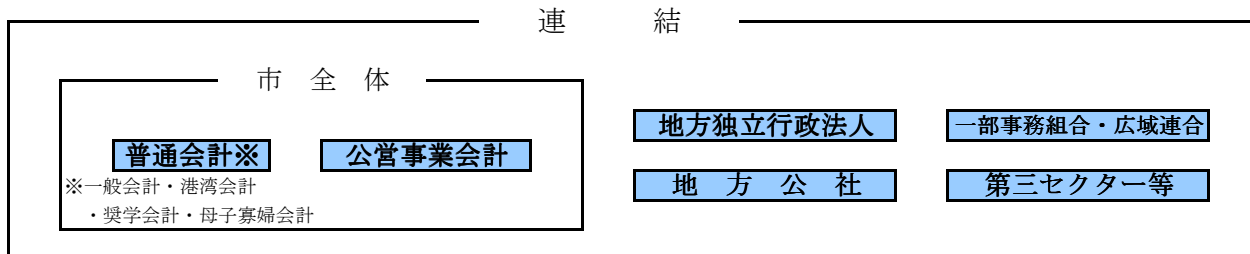
貸借対照表
資金収支計算書

◎今後は、このような財務書類4表の分析を行い、類似団体(中核市)との比較や、年度ごとの推移を見ることで、市の財政状況の特徴や課題を把握し、より健全な財政運営に努めていきます。

2 平成22年度財務書類（連結ベース）の解説

(1) 総論

- 連結ベースの財務書類とは、普通会計のほか、市のその他の公営事業会計と、市と連携協力して行政サービスを提供している関係団体や、その他の関係法人を一つの行政サービス実施主体とみなして作成する財務書類です。



- 連結の範囲については、総務省方式改訂モデルの財務書類作成要領を基本として、以下のとおりとしています。

【連結の範囲】

区分	会計・法人等
公営事業会計	水道・温泉・下水・交通・病院・港湾（港湾整備・宅地造成）・地方卸売市場・風力 国保・自転車・老健・介護・後期高齢
地方独立行政法人	公立はこだて未来大学
一部事務組合・広域連合	函館圏公立大学・函館湾流域下水道・市町村備荒資金・後期高齢者医療
地方公社	土地開発公社
第三セクター等	財団法人（5法人：南北海道学術振興財団，一般財団法人国際水産・海洋都市推進機構， 住宅都市施設公社，文化・スポーツ振興財団，水道サービス協会） 株式会社（2社：国際貿易センター，般法華振興公社）

(2) 平成22年度財務書類4表（連結ベース）の概要と分析

- 連結ベースの財務書類4表の内容を簡潔に要約すると、以下のようになります。

①貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
1 公共資産	584,100	1 固定負債	281,236
(1) 有形固定資産	582,268	(1) 地方公共団体	248,190
(2) 売却可能資産	1,832	(2) 関係団体	9,176
2 投資等	21,474	(3) その他	23,870
(1) 投資及び出資金	1,332	2 流動負債	34,150
(2) 貸付金	2,330	(1) 翌年度償還予定額	23,098
(3) 基金等	17,812	(2) その他	11,052
3 流動資産	15,471	負債合計 [将来世代負担]	315,386
(1) 資金	5,018	純資産の部	金額
(2) その他	10,453	純資産合計	306,444
4 繰延勘定	785		
資産合計 [保有資産]	621,830	負債・純資産合計	621,830

- 資産は、6,218億30百万円（普通会計の1.63倍の規模）
有形固定資産が5,822億68百万円とその大部分を占めています。
- 負債（将来世代負担）は、3,153億86百万円（負債・純資産合計に占める割合50.7%）
地方債・長期借入金が2,804億64百万円とその大部分を占めています。
※連結対象となっている病院会計などに多額の負債があるため、普通会計よりも連結ベースでの負債の割合が大きくなっていることを示しています。
(参考) 将来、市民の税などで負担することとなる実質的な普通会計の負債は678億46百万円
- 純資産は、3,064億44百万円（負債・純資産合計に占める割合49.3%）

②行政コスト計算書 (単位：百万円)

区 分	金 額
経常行政コスト	242,271
1 人に係るコスト	32,688
(1) 人件費	29,842
(2) その他	2,846
2 物に係るコスト	51,935
3 移転支出コスト	132,749
4 その他のコスト	24,899
経常収益	106,851
1 使用料・手数料	3,451
2 分担金・負担金・寄附金	36,884
3 事業収益等	66,516
純経常行政コスト	135,420

- ・ 経常行政コストは、2,422億71百万円
社会保障給付などの「移転支出的コスト」が1,327億49百万円(54.8%)と半分以上の割合を占めています。
- ・ 経常収益は、1,068億51百万円
受益者負担比率は44.1%であり、普通会計に比べ、料金収入等で賄われている部分が大きいです。

③純資産変動計算書 (単位：百万円)

区 分	純資産合計
期首純資産残高	301,084
純経常行政コスト	△ 135,420
一般財源	75,526
補助金等受入	66,389
臨時損益	△ 412
その他	△ 723
期末純資産残高	306,444

- ・ 純資産は、前年度に比べ53億60百万円増加

④資金収支計算書 (単位：百万円)

区 分	金 額
1 経常的収支	28,109
2 公共資産整備収支	△ 3,855
3 投資・財務的収支	△ 23,386
当年度資金増減額	868
翌年度繰上充用金増減額等	△ 505
期首資金残高	4,654
期末資金残高	5,017

- ・ 資金の収支は3億63百万円のプラス
※翌年度繰上充用金等が5億5百万円マイナスのため、実質的には差引8億68百万円のプラス

◎連結ベースの財務書類4表は、市をはじめ、行政サービスを実施している財団法人や株式会社等も含めて1つの行政サービス実施主体であるとみなし、作成したものであり、連結対象の第三セクター等の資産や債務等が、そのまま市に帰属するというものではありません。